

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業に関する事務
②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	1. ワクチン接種記録システム(VRS) 2. 健康管理システム
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・予診票入力 ・予防接種台帳管理 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種接種対象者ファイル、予防接種履歴ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用範囲）第1項 別表第1の10の項 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部新型コロナウイルス対策室
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種接種対象者ファイル、予防接種履歴ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種対象者及びその保護者	
その必要性	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行うため	
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()	
	その妥当性	【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため 【4情報】 ①本人確認資料のため ②対象者異動内容確認のため ③請求権利者の確認のため 【連絡先】 ①届出内容に不明点があった際の問い合わせのため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年3月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉部新型コロナウイルス対策室	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☒ 民間事業者 (羽曳野市医師会) ☒ その他 (医療保険者)
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))
③使用目的 ※		接種対象者の年齢等接種要件、接種履歴及び給付支給判定要件を正確に把握するため
④使用の主体	使用部署	保健福祉部新型コロナウイルス対策室
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・随時12歳を迎える対象者への接種券を発送するために、特定個人情報を使用する。 ・受託医療機関との協議や予診票の管理、支払い等において、特定個人情報を使用する。 ・事故報告や副作用報告などにおいて、特定個人情報を活用する
	情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 本人からの申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。
⑥使用開始日		令和3年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		健康管理システムの保守
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		NECネクサソリューションズ株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている（ ）件 [☐] 移転を行っている（ ）件 [☐] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他（ワクチン接種記録システム(VRS)）
⑦時期・頻度	当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	【システムで管理される情報における措置】 セキュリティにて入退館管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 【文書類における措置】 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととし
--------	---

7. 備考

＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
 - ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人情報】

①ハイリスク ②個人番号 ③宛名番号 ④自治体コード ⑤接種券番号

⑥氏名 ⑦生年月日 ⑧性別 ⑨住民区分 ⑩年齢

⑪小学校区 ⑫住所 ⑬世帯番号 ⑭住民となった日

【共通項目】

医療機関コード

【予防接種】

①予防接種区分

新型コロナウイルスワクチン

②接種区分※ ③接種回数 ④請求月 ⑤接種日 ⑥医療機関 ⑦接種会場 ⑧接種医師 ⑨ワクチン名※ ⑩製造会社※

⑪LotNo. ⑫接種量 ⑬有効期限 ⑭他市町村で実施 ⑮備考

⑯旅券関係情報(旧姓・別姓・性別、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)※ ⑰証明書ID※ ⑱証明書発行年月日※

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書及び済証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種接種対象者ファイル、予防接種履歴ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	本人等(本人又は本人の代理人)からの入手 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人 確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。 システム連携で入手するもの ・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づけしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番 号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で入手が行われるリスク】 ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。 ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。 ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けけることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けられていることを職員が確認している。 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】 ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに個人を特定する番号ごとに綴って保管している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、

交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

- ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
 - ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
 - ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
 - ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
 - ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
- (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
- ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【宛名システムにおける措置】 ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 【事務で使用するその他のシステムにおける措置】 ・健康管理システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、認証を行っている。 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		
その他の措置の内容	【アクセス権限の発行・失効管理】 ・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限を変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【従業者が事務外で使用するリスク】 ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、羽曳野市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバへのログイン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	羽曳野市個人情報保護条例、羽曳野市個人情報保護条例施行規則及び、羽曳野市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。・再委託の禁止又は制限・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止・データの複写・複製の禁止・データの管理義務・作業場所・作業場所における責任体制・作業範囲の明確化・事故発生時における報告義務・立入検査・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去・個人情報の秘密保持義務・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。	

その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない			
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 3) 課題が残されている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	---	---------------------------------------	----------

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	---	---------------------------------------	----------

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	【物理的対策】 ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 <ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・委託業者については、「羽曳野市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員（再委託先含む）への教育の実施を明記した契約を締結している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	羽曳野市役所総務部総務課 〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号(市役所3階) 電話番号 072-958-1111
②請求方法	羽曳野市個人情報保護条例に基づく、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉部新型コロナウイルス対策室 〒583-0857 羽曳野市誉田4丁目2番3号 電話番号 072-957-3320
②対応方法	・問合せの受付時に対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I. 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・予診票入力 ・予防接種台帳管理	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う。	事後	
令和4年3月10日	I. 4. 個人番号の利用※法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第1の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第1の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月10日	II 3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法	その他(医療保険者)	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	

令和4年3月10日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために 特定個人情報を 使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために 特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・随時12歳を迎える対象者への接種券を発送するために、特定個人情報を使用する。 ・受託医療機関との協議や予診票の管理、支払い等において、特定個人情報を使用する。 ・事故報告や副反応報告などにおいて、特定個人情報を使用する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために 特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・随時12歳を迎える対象者への接種券を発送するために、特定個人情報を使用する。 ・受託医療機関との協議や予診票の管理、支払い等において、特定個人情報を使用する。 ・事故報告や副反応報告などにおいて、特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う) 本人からの申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 本人からの申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	

令和4年3月10日	Ⅱ 6. 特定個人情報の保管・ 消去保管場所 ※	【システムで管理される情報における措置】 セキュリティにて入退館管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 【文書類における措置】 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。	【システムで管理される情報における措置】 セキュリティにて入退館管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 【文書類における措置】 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ 7. 備考		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	

令和4年3月10日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	(略) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	
令和4年3月10日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力する のは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

令和4年3月10日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその たのリスク及びそのリスクに対 する措置	【不適切な方法で入手が行われるリスク】 (略) 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 (略) 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失する リスク】 (略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > (略)	【不適切な方法で入手が行われるリスク】(略) 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 (略) 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失する リスク】(略) <ワクチン接種記録システムにおける追加措置 >(略) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要 な情報を入手し、申請者の自由入力避けるこ とで、交付申請者が不要な情報を送信しま うリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申 請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講 じること、意図しない不適切な方法で特定個人 情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事 項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補 助APの暗証番号)による二要素認証で本人確 認を行うため、本人からの情報のみが送信され る。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内 の記憶領域に格納された個人番号を申請情報 として自動的に入力することにより、不正確な個 人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情 報・マイナンバー)に付されている署名につい て、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情 報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行 うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対 応をしている。	事後	
------------------	---	--	---	-----------	--

令和4年3月10日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【従業者が事務外で使用するリスク】 ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、羽曳野市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・スクリーンセイバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。	事後	
-----------	--	--	---	----	--

令和4年3月10日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	
-----------	--	--	---	----	--

令和4年3月10日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	
令和4年3月10日	Ⅲ7. 特定個人方法の保管・ 消去 その他の措置の内容	【物理的対策】 （略） 【技術的対策】 （略）	【物理的対策】 （略） 【技術的対策】 （略） （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・ 電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・ 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	

令和4年6月1日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・予診票入力 ・予防接種台帳管理 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う。	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・予診票入力 ・予防接種台帳管理 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法	その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む)	その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用③使用方法の情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 本人からの申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 本人からの申請内容の確認を行うため、健康管理システムにおける宛名情報と申請書記載内容の突合を行う。	事後	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託における委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	
令和4年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託における委託事項1①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	

令和4年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去の保管場所	【システムで管理される情報における措置】 セキュリティにて入退館管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 【文書類における措置】 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	【システムで管理される情報における措置】 セキュリティにて入退館管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 【文書類における措置】 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	
-----------------	---	---	--	--

令和4年6月1日	Ⅲリスク対策2. 特定個人情報 の入手のリスクに対する措 置の内容	本人等（本人又は本人の代理人）からの入手 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載する ことがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示 を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う 場合は、委任状の確認を行うと伴に、代理人の 本人確認 を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官 公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を 受ける。 個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの 身分証明書を提示できない場合は、年金手 帳等複数 の本人 確認書類の提示を受けると伴に、住 基情報等の聞き取りを行う。 システム連携で入手するもの ・個人を特定する番号により正確に対象者の 情報と紐づけしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町 村へ接種記録を照会するために、本人から個人 番号を 入手する場合は、新接種券発行申請書兼接 種記録確認同意書等により本人同意を取得し、 さらに、番 号法第16条に基づき、本人確認書類を確認す ることで、対象者以外の情報の入手を防止す る。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町 村での接種	本人等（本人又は本人の代理人）からの入手 ・届出者が必要な情報以外を誤って記載する ことがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示 を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う 場合は、委任状の確認を行うと伴に、代理人の 本人確認 を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官 公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を 受ける。 個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの 身分証明書を提示できない場合は、年金手 帳等複数 の本人 確認書類の提示を受けると伴に、住 基情報等の聞き取りを行う。 システム連携で入手するもの ・個人を特定する番号により正確に対象者の 情報と紐づけしている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町 村へ接種記録を照会するために、本人から個人 番号を 入手する場合は、新接種券発行申請書兼接 種記録確認同意書等により本人同意を取得し、 さらに、番 号法第16条に基づき、本人確認書類を確認す ることで、対象者以外の情報の入手を防止す る。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町 村での接種記録を転出先市区町へ提供する	事後	
-----------------	--	---	---	-----------	--

令和4年6月1日	Ⅲリスク対策2. 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【不適切な方法で入手が行われるリスク】 ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。 ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。 ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】 ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに個人を特定する番号ごとに綴って保管している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市	【不適切な方法で入手が行われるリスク】 ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】 ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。 ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。 ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】 ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに個人を特定する番号ごとに綴って保管している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市	事前	
-----------------	---	--	--	-----------	--

令和4年6月1日	Ⅲリスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事前	
令和4年6月1日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	【物理的対策】 ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関	【物理的対策】 ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関	事前	
令和4年9月9日	I 6. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進室	保健福祉部新型コロナウイルス対策室	事後	
令和4年9月9日	II 2. 基本情報⑥事務担当部署	保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進室	保健福祉部新型コロナウイルス対策室	事後	
令和4年9月9日	II 3. 特定個人情報の入手・使用④使用の主体 使用部署	保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進室	保健福祉部新型コロナウイルス対策室	事後	
令和4年9月9日	IV 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進室 〒583-0857 羽曳野市誉田4丁目2番3号	保健福祉部新型コロナウイルス対策室 〒583-0857 羽曳野市誉田4丁目2番3号 電話番号 072-957-3320	事後	

[illegible]